

埼玉県公安委員会規程第3号

埼玉県公安委員会所管個人情報取扱事業者等に関する個人情報事務処理規程を次のように定める。

平成17年3月16日

埼玉県公安委員会委員長

埼玉県公安委員会所管個人情報取扱事業者等に関する個人情報事務処理規程

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 個人情報取扱事業者における個人情報の取扱い（第4条－第7条）

第3章 苦情処理（第8条・第9条）

第4章 雑則（第10条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）及び埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、埼玉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が所管する個人情報取扱事業者の個人情報（条例第2条第6項に規定する特定個人情報を含む。）の取扱いに対し、権限を行使する場合の事務処理の手續に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において使用する用語は、法、政令及び条例において使用する用語の例による。

（個人情報取扱事業者に対する支援）

第3条 総務部文書課長（以下「文書課長」という。）及び個人情報取扱事業者が行う事業に関する事務を担当する警察本部の所属長（以下「主管所属長」という。）は、個人情報取扱事業者に課せられた個人情報取扱いの義務に関し必要な支援を行うものとする。

第2章 個人情報取扱事業者における個人情報の取扱い

（報告の徴収）

第4条 法第40条の規定により個人情報取扱事業者から報告を徴収し、又は資料の提出を求めるときは、文書課長が主管所属長と協議の上、行うものとする。

(立入検査)

第5条 法第40条の規定により個人情報取扱事業者の事業所その他必要な場所に立ち入り、個人情報等の取扱いに関し質問し、又は帳簿書類その他の物件を検査するとき、文書課長が主管所属長と協議の上、行うものとする。

(記録)

第6条 前2条の規定による措置を個人情報取扱事業者に行ったときは、文書課長が当該個人情報取扱事業者ごとに必要な事項を記録しておくものとする。

(個人情報保護委員会への報告)

第7条 政令第21条第3項の規定により国家公安委員会を經由して個人情報保護委員会へ報告するとき、主管所属長が行うものとする。

第3章 苦情処理

(苦情処理)

第8条 個人情報の取扱いに関する個人情報取扱事業者と本人との間に生じた苦情の処理のあつせんその他必要な措置を講ずるときは、主管所属長が文書課長と協議の上、行うものとする。

(記録)

第9条 前条に規定する苦情の処理のあつせんその他必要な措置を講じたときは、文書課長が当該個人情報取扱事業者ごとに必要な事項を記録しておくものとする。

第4章 雑則

(委任)

第10条 この規程に定めるほか、この規程の施行に必要な細目的事項は、警察本部長が定めることができる。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年5月30日公安委員会規程第8号)

この規程は、平成29年5月30日から施行する。